

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

学校保健安全法施行規則第19条第2号により新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、『**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**』とされています。

本校では新型コロナウイルス感染症と診断されましたら、**保護者の方が「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を記入してください**。出席停止期間終了後に、「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を持参の上、登校してください。

なお、10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や手洗いうがい等の感染対策をおこない、周りの人へうつさないよう配慮しましょう。

【出席停止期間早見表】

↓ 5日目までは必ず出席停止です

	発症0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1日目に 症状軽快	症状あり	症状軽快	1日目	2日目	3日目	4日目	登校可能	
	出席停止（6日間）							
2日目に 症状軽快	症状あり		▶ 症状軽快	1日目	2日目	3日目	登校可能	
	出席停止（6日間）							
3日目に 症状軽快	症状あり			▶ 症状軽快	1日目	2日目	登校可能	
	出席停止（6日間）							
4日目に 症状軽快	症状あり				▶ 症状軽快	1日目	登校可能	
	出席停止（6日間）							
5日目に 症状軽快	症状あり					▶ 症状軽快	1日目	登校可能
	出席停止（7日間）							

- ※無症状の場合は検体採取日が発症日となります。
- ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸症状が改善傾向にあることです。
- ※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」は発症した日や軽快した日を0日とします。

【濃厚接触者について】

今後は濃厚接触者としての特定は行いません。

- ・同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染している場合
- ・学校等で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、感染対策を行わずに飲食を共にした場合

上記の場合であっても本人の感染が確認されなければ出席停止の対象になりません。

出席停止期間は、自宅で安静に過ごしましょう。お大事にしてください。